

(平成27年5月28日配付分)

## 明石市社協 地域福祉活動計画の到達点

### 明石市社協 地域福祉活動計画 平成26年度進行管理

日時 平成26(2014)年度に実施

方法 ・市社協職員による案の作成  
・理事・評議委員、企画財政総務委員会の意見を反映

### 計画の特徴

#### 市の計画と一体的に策定、民間側の取組みを定める行動計画

- 明石市社協 地域福祉活動計画は、市の第2次計画と一体的に策定されています。基本理念を共有した上で、民間計画、行政計画と連携した民間側の取組みを定める行動計画として、福祉サービスの提供や、民間活動への支援策を示しています。5つの施策と37の事業施策で構成されています。
- 基本方針の第1に「住民主体で地域の福祉力・地域力を高める」を掲げており、地区社協を住民主体の中心組織に位置づけて、その活動を計画的に支援しています。住民主体を支えるために、第2に「人のつながりに支えられた地域の安全安心づくり」を掲げ、担い手養成や担い手同士の連携を支援しています。

### 1 地区社会福祉協議会の活動支援を強化する

#### 地区担当職員の配置と進む地区社協の体制づくり

- 市社協の地区担当職員は6名体制となり、地域福祉活動の中心組織である地区社協の活動を支えています。
- 「幅広い団体の参加促進」「まちづくり組織との連携」のほか、「地区社協ニュースの発行」「地域福祉フォーラムの開催」などに取り組んでおり、将来的には「地区社協活動計画づくり」が目標となっています。地区担当職員は、課題解決に向けた地区社協の事務を支えるとともに、地域の困りごと相談窓口や地域福祉コーディネーターとしての役割を果たしています。
- 平成24(2012)年度に12であった地区社協は、平成26年度には21地区となっており、住民主体の中心組織づくりが進んでいます。

#### 地区社会福祉協議会(地区社協)

市社協の地域福祉活動計画では、地区社協を「それぞれの地区における、地域福祉活動の中心組織」として位置付けています。地区社協は、支え合いの輪を広げ、安心して暮らせる地域づくりを目指す「地域福祉活動の旗振り役」としての役割を果たすことが期待されています。

地区社会福祉協議会の役割 地域福祉活動の旗振り役

- ① “輪を広げる” 団体間の活動をつなげて輪を広げる
- ② “窓口となる” 市や市社協、関係機関につなげる窓口となる
- ③ “場をつくる” 地域福祉の課題を共有する住民参加の場をつくる
- ④ “計画をつくる” 地区の課題解決に向けた計画づくりの中心となる

#### **地区担当職員（地域福祉コーディネーター）**

地区担当職員の役割は、①地区社協の事務局支援、②市社協や市などにつなぐ相談窓口、③団体間のコーディネート（連携調整）であり、地区社協とともに地域福祉の課題解決をめざしています。市社協の活動計画では、地区社協の活動支援やつなぎ役となる地区担当職員を段階的に配置するとしています。市は市社協と連携して、地域福祉コーディネーターとなる市社協の地区担当職員の配置を支援しています。

## **2 担い手養成とネットワーク化支援を推進する**

### **求められている担い手の裾野を広げる取組み（地区圏域のボランティア養成）**

- ボランティアセンターやボランティア連絡会の活動支援、「福祉体験教室や福祉スクール」開催支援を通じて、地域福祉活動の担い手確保を図っています。
- 地区単位のボランティア交流会開催を支援しており、ボランティアの裾野の拡大に取り組んでいます。ボランティアの養成体制を強化するために、身近な地区圏域におけるボランティアサポーターのしくみを検討しています。
- 新たな取組みとして、福祉総務、市民協働、市社協が共同してあかねが丘学園の講座を担当し、団塊世代をターゲットとした担い手確保策をスタートさせています。
- 一方で、新たな担い手として期待される企業ボランティアへの働きかけや、市民活動センターのあり方検討について、取組みが求められています。

### **福祉スクール、福祉体験教室**

福祉スクール、福祉体験教室は小中学生を対象とした体験、気づきの場であり、障害者や介助者が教師役となって車いすやアイマスク体験を行うなど、次代を担う世代に働きかけを行っています。地区社協を運営主体として、全市に活動を広げていくことをめざしています。

## **3 住民と力を合わせて人のつながりを広げていく**

### **孤立を防ぎ人のつながりを創り出す活動**

- 「花見会」「ミニケア・ふれあいサロン」などの、孤立を防ぎ人のつながりを創る活動を支援しています。地区社協の小学校区化とともに、自治会単位のサロンが立ち上げられており、毎年2、3箇所増加しています。
- 集いの場に出ることが難しい人のために、「ふれあい訪問事業」を実施しており、9地区で日常生活の見守りを行っています。
- 地区社協が障害者施設と地域との橋渡し役となって、交流会が行われる例が出てい

ます（魚住東地区社協）。

### **身近な場でのニーズの把握や相談体制づくり**

- 身近な集いの場などで地区担当職員が困りごと相談を受けており、コーディネーターとして、ニーズや課題へのきめ細やかな対応を進めています。地区社協や民生児童委員やボランティアと連携することによって、市民が身近なところで困りごと相談ができる体制づくりに取り組んでいます。

## **4 フォーマルからインフォーマルまで一貫した視点で地域生活を支える**

### **日常から緊急災害時までの要援護者支援**

- 緊急災害時のボランティアセンター機能の充実を図るために、「災害ボランティア」の発掘・登録を推進しています。市内の先進地区の防災活動に参加するなど、研修、訓練を行っています。
- 日常の見守り活動をもとにして緊急災害時の支援につなげていくために、要援護者マップづくりを支援しています。魚住地区、花園地区で、地域ぐるみの要援護者マップづくりが始まっています。

### **介護予防と生活支援サービスの充実など新たな社会動向への対応**

- 全市における明石・西明石ブロック（日常生活圏域）の拠点として、「地域包括支援センター」を運営しています。「地域包括ケアシステムの構築」「医療・介護の総合的な医療体制の構築」「市の事業として介護予防と生活支援サービスの充実」「地域ぐるみの認知症施策の推進」など、新たな社会動向への対応や体制づくりに取り組んでいます。
- 要支援を対象とした新事業に対応するために、「生活支援サービスの基盤整備モデル事業」に取り組んでいます。

### **高齢者、障害者のワンストップ総合相談拠点**

- 全市における障害者の相談拠点として、「基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」を運営しています。障害者や事業所が参加する地域自立支援協議会の事務局として、課題解決に向けた情報交換や、新たなサービス開発の取組みを支援しています。高齢者や障害者の生活支援や権利擁護のために、「後見支援センター」が開設され、高齢者、障害者のワンストップ総合相談拠点となっています。

### **地域における新たな取り組みの推進**

- 全市的な認知症高齢者対策として、民生委員児童委員をはじめ、多くの方の協力を得て、「徘徊・見守り SOS ネットワーク事業」を実施しています。

### **フォーマルサービス**

国や地方公共団体など公的機関が行う法律などの制度に基づいたサービス。例、介護保険に関わ

る事業、福祉サービス利用援助事業、生活福祉資金等貸付事業など。

### **インフォーマルサービス**

地域住民やボランティアが行う制度外の援助サービス。例、ボランティアセンターを拠点とした事業、地区社協活動の推進など。

## **5 市社会福祉協議会の体制を強化・充実する**

### **積極的な広報活動と自主財源の確保**

○フォーマルからインフォーマルまで、一貫したサービス提供ができることが市社協の強みです。市社協の事業活動や、会費等の使い方について、広報紙やホームページ等を通じてPRを行い、会費、共同募金、寄付金等の自主財源の確保自主財源の確保に努めています。

### **活動を広げていくための職員体制の強化**

- 市内を4ブロック（明石、西明石、大久保、魚住・二見ブロック）に分けて、6名の地区担当職員を配置して地区社協の活動支援を行っていますが、地区社協の活動支援を強化するために、専任職員の増員が求められています。
- 市社協が効果的に地域福祉を推進するためには、地域との継続的な連携が必要であり、そのために、社会福祉士などの専門職を増やすとともに、プロパー（専従）職員を中心とした体制づくりを目指してきましたが、専門性を高めるために、プロパー職員の計画的な研修によって組織の活性化を図ります。

### **計画の到達点からみた検討課題**

- 地区担当職員の拡充と地区社協の体制づくり
- 身近な圏域での担い手養成や新たな担い手確保策の盛り込み
- 孤立を防ぎ人のつながりを創り出す活動の充実
- 介護予防と生活支援サービスの充実
- 身近な相談から広域のワンストップ型総合相談まで相談体制づくり
- 日常の見守りを基盤とした緊急災害時支援策の拡大
- 積極的な広報活動と自主財源の確保
- 活動を広げていくための職員体制の強化
- 担い手参加による計画の進行管理

※達成度 A：高い、B：やや高い、C：ふつう、D：やや低い、E：低い

今後の方向性 ↑：拡充 →：維持 改善：● ☆：新規

計画内容		達成状況				今後の方向性
1 地区社会福祉協議会の活動支援を強化する	1-1 地区社協が主役となった圏域の活動の支援	A				↑
	1-2 「地区社会福祉協議会ハンドブック」の作成		B			
	1-3 地区社協フォーラムの開催	A				→
	1-4 地区社協ニュースによる活動のPR	A				↑
	1-5 地区社協への幅広い団体の参加		B			
	1-6 地区社協活動計画の策定				E	
	1-7 地区担当職員による地区社協の支援	A				
	1-8 生活支援サービスの基盤整備モデル事業					☆
	1-9 自治会・町内会などとの連携支援			C		↑
2 トワーク化支援を推進する	2-1 担い手の連携の推進	A				↑
	2-2 ボランティアのネットワークの推進	A				
	2-3 ボランティアコーディネーターの配置			C		
	2-4 地域でのボランティアの養成			C		
	2-5 あかねが丘学園との連携による男性ボランティアの参加促進			C		
	2-6 企業ボランティアへの働きかけ				D	
3 住民と力を合わせて人のつながりを拡げていく	3-1 市社協が行う支援体制づくり			C		↑
	3-2 花見会などのつどいやミニケア・ふれあいサロンなどの事業の充実（高齢者） 〃（障害者）		B B			
	3-3 閉じこもりや孤立化を防ぐふれあい訪問事業の実施			C		
	3-4 交流事業やミニケアサロンにおける困りごと相談		B			
4 フォーマルからインフォーマルまで一貫した視点で地域生活を支える	4-1 市社協が行うサービス体系の整理と情報発信		B			→
	4-2 災害ボランティアの登録と活動支援	A				↑
	4-3 ボランティアが中心となった要援護者マップづくりの支援				D	
	4-4 地域包括支援センターの体制の充実		B			
	4-5 地域包括支援センターの体制の充実		B			
	4-6 ふたみ在宅介護支援センター事業の見直し	A				—
	4-7 介護保険事業の実施についての見直し				E	●
	4-8 基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターの運営	A				↑
	4-9 障がい者、高齢者等の生活支援		B			→
	4-10（仮称）地域お助け隊の推進・支援			C		↑
	4-11 市立総合福祉センターの管理運営		B			→
	4-12（仮称）明石市後見支援センター事業	A				☆
5 市の社会福祉協議会の体制を強化・充実する	5-1 広報紙「あかしの社会福祉」の充実	A				↑
	5-2 市社協事業のPR	A				
	5-3 地区担当職員の配置		B			
	5-4 職員の適正配置		B			
	5-5 職員の研修体制づくり			C		→
	5-6 自主財源の確保				D	↑